

令和4年度朝霞市自治会連合会
市長を囲む意見交換会
報告書

日時：令和4年11月10日（木）16：00から17：00まで

場所：朝霞市民会館 新館1階 リハーサル室

令和4年度 朝霞市自治会連合会
市長を囲む意見交換会 次第

司会：朝霞市自治会連合会副会長
山内 善四郎

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
朝霞市自治会連合会会長 松尾 哲
- 3 朝霞市長あいさつ
朝霞市長 富岡 勝則 様
- 4 来賓あいさつ
朝霞警察署長 佐藤 誠一 様
- 5 意見交換
議長：朝霞市自治会連合会副会長 小野 敬三
- 6 閉 会
朝霞市自治会連合会副会長 渋谷 昇

質 問 一 覧

No.	質問項目	自治会・町内会名	頁
1	市設掲示板の増設について	宮戸町内会	2
2	施設が多い防犯カメラの設定を	上の原町内会	4
3	交差点のミラー設置について	境久保町内会	5
4	防犯カメラに関する補助金について	境久保町内会	7
5	害獣（あらいぐま）の調査、駆除のお願い	若松町内会	8
6	彩夏祭の協賛金募集に関して	岡町内会	10
7	単身世帯と個人情報保護法の取り扱いについて	東かすみ台町内会	15
8	私道における水道管の更新について	東かすみ台町内会	16
9	防災訓練の位置づけとしての「餅つき大会」	東かすみ台町内会	25
10	高齢者（一人住い）の安否確認	宮戸立出町内会	26
11	コロナ後遺症患者対策について	富士見台自治会	27
12	待機児童解消に向けた取り組みについて	自治会連合会 (本町霞台町内会)	28
13	複合公共施設について	自治会連合会 (霞ヶ丘親睦会)	30
14	学校と地域の連携について	自治会連合会 (本町霞台町内会)	32

質問者	自治会名：宮戸町内会	答 弁	部名：市長公室
	会長名：大森会長		答弁者：市長公室長
質問内容	<p>No.1 市設掲示板の増設について</p> <p>私達は、掲示板は最も伝統的な普遍的な公共コミュニケーションツールと考えています。それは、行政広報の手段として、また、地域メディアとして、その存在が当然のように扱われています。別紙のように、この広い宮戸地域内に市設（屋外）掲示板は10箇所しかありません。宮戸の世帯数466に対して1基の割合になります。しかも、住民の住んでいる地域（家屋がまとまっている地域）から離れた場所に設置されています。1基30万円とか設置場所が確保できないから等の理由もあろうかと思えます。月1回の「広報あさか」は全戸配布されますが、それ以外の広報は掲示板か町内会の回覧板にての閲覧となります。</p> <p>現在、朝霞市全体で町内会加入者は38.5%（宮戸は30%）です。町内会会員には回覧板が回りますが約70%の世帯には回覧板すら届きません。特に避難行動要支援者（宮戸は3年連続200名以上）については、2/3は町内会に入会していませんので情報も届きません。さらに宮戸は最近新築住宅が多く建設されています。住民に情報が行き届くよう公園やゴミ集積所等人目に付く場所に設置（増設）をお願いしたいと思います。地域住民（特に高齢者）にはまだまだインターネットより掲示板や回覧板が必要です。</p> <p>地域における掲示板の設置を促進することによって、地域住民相互の広報活動の円滑化及び地域住民の交流を促進し、もって住民自治の振興に寄与することになろうかと思えます。</p> <p>どうぞよろしくお願い致します。</p>		
	<p>【回答】</p> <p>市設掲示板の増設についてご答弁申し上げます。</p> <p>市掲示板は、情報発信ツールの一つとして、会長がおっしゃったように重要なものであると認識しております。</p> <p>現在、市内には128基の掲示板が設置されておりまして、維持管理をしています。</p> <p>新規の設置を検討するに当たりましては、町内会からの要望のほか、住宅戸数が30戸以上となる開発事業が行われる場合に、事業者に対して掲示板の設置をお願いしているところです。</p> <p>ご質問いただきました掲示板の増設要望につきましては、すぐに設置することは難しいところですが、その必要性について理解しておりますので、町内会で設置を希望する場所などがあれば、シティ・プロモーション課にご相談いただければと思います。</p>		

※参考資料

宮戸地域（宮戸町内会）区（班）と掲示板10箇所

令和4年8月26日 宮戸町内会

	宮戸1丁目	宮戸2丁目	宮戸3丁目	宮戸4丁目						
右の町内会 は除く	浜崎東町内会	立出町内会 コープ野村 道合自治会	立出町内会							
全世帯数	718	1,407	1,324	1,215	令4.3/1					
宮戸町内会 の区	3区	3区、5区 6区	2A区、2B区 3区、4区 6区、7区 8区	1A区、1B区 2B区、3区						
宮戸町内会 の班数	5個班	22個班	74個班	42個班						
宮戸町内会の区と掲示板数										
1A区	1B区	2A区	2B区	3区	4区	5区	6区	7区	8区	9区
0基	1	0	0	2	2	0	3	2	0	0
掲示板数10基										

※参考 写真2葉

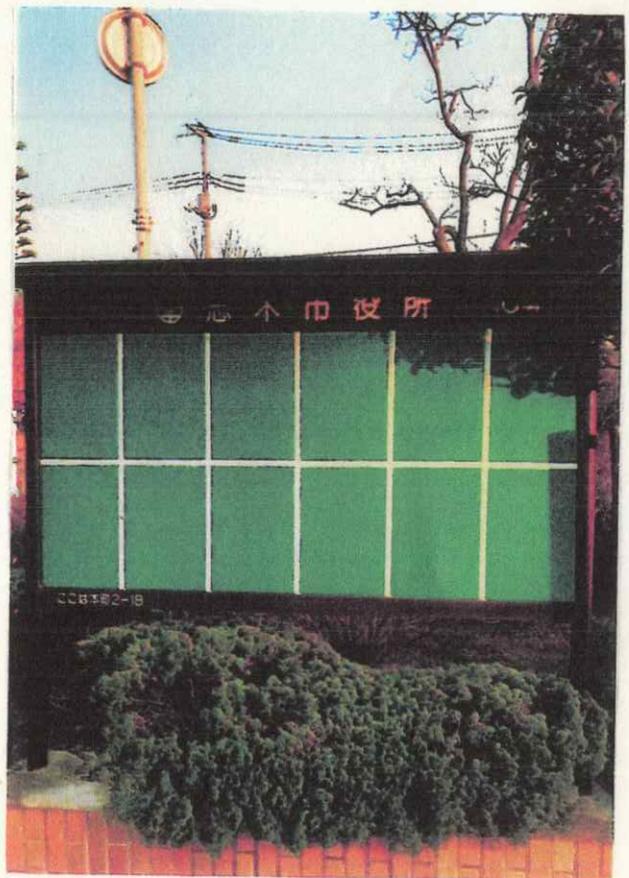
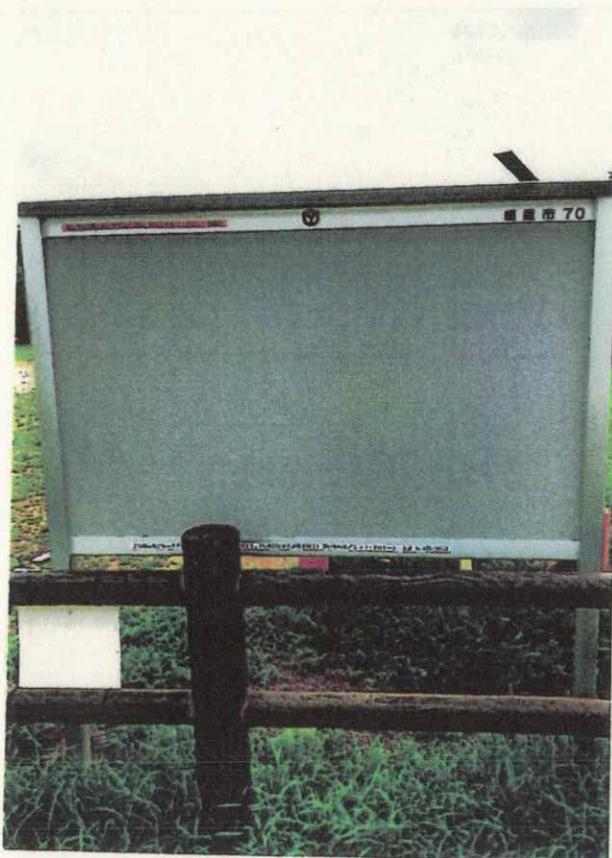
4月に取り替えられた掲示板
（1B区ハケタ公園）

掲示物のサイズ

51ミリ×728ミリ以下と規定

志木市設の掲示板

A4版の大きさに区画



質問者	自治会名：上の原町内会	答 弁	部名：危機管理室
	会長名：小手森会長		答弁者：危機管理監
質問内容	<p>No.2 施設が多い防犯カメラの設定を</p> <p>町内の中、小、中、高、大、学校が多く施設もある。向陽園、朝光苑、児童相談所も出来る。又254バイパス旧街道もあり、通学生も多く、車も多く、事故、事件があつてはならない。見張りのため防ぐために、防犯カメラの設定を願えば、道々にカメラ1つ見当たらない。</p>		
<p>【回答】</p> <p>市では、地域の方々による防犯活動を推進しており、防犯カメラの設置につきましては、自治会・町内会において、地域の実情に応じて防犯上必要と判断した場所にカメラの設置をお願いしております。そのため、市では設置費用の一部を市で補助する制度を平成28年度から運用しております。具体的には、機器の購入もしくはリースにより設置した費用の2分の1、1基あたり上限20万円としており、補助対象は防犯カメラ本体のほか設置工事並びに設置を示す表示板及び保守点検費用も対象としております</p> <p>自治会・町内会の皆様にはこの防犯カメラ設置工事費補助制度をご活用いただき地域の防犯活動の推進にご協力いただければと存じます。</p>			

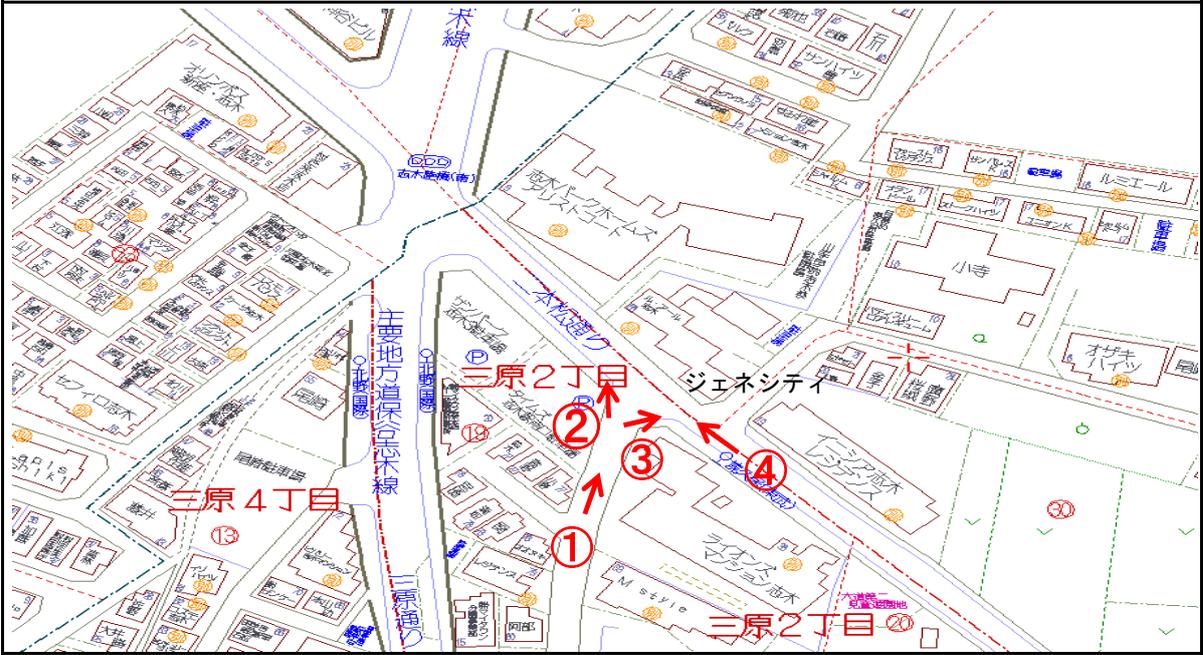
質問者	自治会名：境久保町内会	答 弁	部名：都市建設部
	会長名：中村会長		答弁者：都市建設部長
質問内容	<p>No.3 交差点のミラー設置について</p> <p>三原2丁目、関医院前交差点から聖母教会前を通過してバス通りへ通じる道において、バス通り側交差点にミラーが設置されておらず、歩道を歩いている人が居ると電柱と歩行者が死角を作ってしまう、車がバス通りに出にくくなってしまい歩行者の動線を妨害しております。特に雨天時は傘を差している為、更にひどい状況となりますので、ミラーを設置していただきたく思っております。</p>		
<p>【回答】</p> <p>ただいまご指摘いただきましたバス通り（市道1号線）と聖母教会前の通り（市道389号線）の交差点を確認しましたところ、聖母教会側から交差点に向かって走行した場合に、交差点の形状に加え、交差点に面して右側にあるマンションの塀もあることから、右側からの歩行者や車両等に対する視認性が十分でなく、バス通りに出にくい状況が確認できましたので、ご提案のとおり安全確認の補助、視認性向上のため、カーブミラーを設置してまいりたいと考えております。</p>			

令和4年度 市長を囲む意見交換会

質問者 境久保町内会

質問内容

No.3交差点のミラー設置について

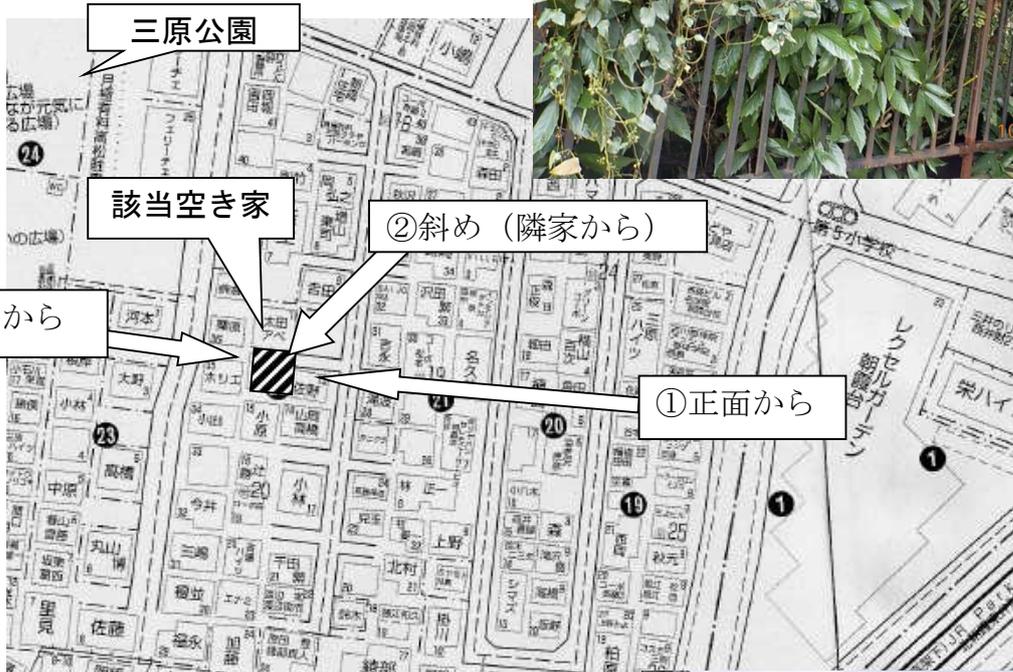
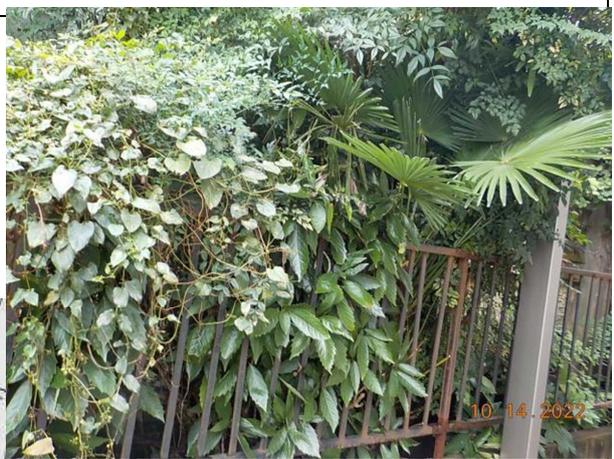


質問者	自治会名：境久保町内会	答 弁	部名：危機管理室
	会長名：中村会長		答弁者：危機管理監
質問内容	<p>No.4 防犯カメラに関する補助金について</p> <p>現在、防犯カメラの設置に要する費用の50%を補助対象としていただいております。今後、日々の運用について防犯灯同様に補助対象としていただきたいと思いますと思っております。併せて約10年毎に機器更新が発生すると思われませんが、こちらについても補助対象としていただきたいと思いますと思っております。</p>		
<p>【回答】</p> <p>防犯カメラ設置工事費補助金の交付につきましては、購入の場合設置当該年度に一括払い、もしくは、賃借の場合賃借料支払い開始日から起算して5年度を限度として交付しております。</p> <p>新たな防犯カメラを設置する場合は補助対象となりますので、危機管理室へご相談いただければと存じます。</p> <p>防犯カメラの保守点検以外の維持管理に係る費用の補助につきましては、現在地域で防犯活動の環境を構築するといった観点から、自治会・町内会の皆様にご負担いただいておりますが、引き続き近隣自治体の状況なども含め調査・検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思いますと存じます。</p>			

質問者	自治会名：若松町内会	答弁	部名：市民環境部・都市建設部
	会長名：飯塚会長		答弁者：市民環境部次長
質問内容	<p>No.5 害獣(あらいぐま)の調査、駆除のお願い</p> <p>害獣(あらいぐま)の目撃情報が多数確認されています。朝霞市三原1丁目地内の空き家に住みついていると思われます。つきましては、空き家の調査及び駆除をお願いします。</p>		
<p>【回答】</p> <p>空き家につきましては、「朝霞市空き家等の適正管理に関する条例」において、「所有者等は、空き家等を管理不全な状態にならないように適正に管理しなければならない。」とされており、ご相談があった場合には、現地確認のうえ、所有者等に対し、改善についての助言や指導を行っているところです。</p> <p>また、アライグマは、在来の野生生物や生態系への悪影響のほか、農作物などへの被害も指摘されていることから、特定外来生物に指定されております。被害対策につきましては、土地等の所有者による防除が基本となりますが、畑などの農作物に被害があった場合には、土地の所有者とご相談の上、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、市職員が罠を設置し、捕獲を行っております。</p> <p>ご質問の空き家につきましては、屋根の老朽化や草木の繁茂、動物が棲みついているなどの管理不全が見受けられましたので、空き家の所有者に適正に管理していただくよう連絡を試みておりますが、お会いできない状況が続いております。そのため、今回のアライグマの対応につきましては、近隣の住民の方にご相談、ご協力いただきながら、捕獲に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、今後につきましても、引き続き関係部署と連携して、空き家の所有者に対し適正な管理についてお願いをしております。</p>			

質問内容	No.5 害獣(あらいぐま)の調査、駆除のお願い
質問者	若松町内会：飯塚会長

②



①



③



質問者	自治会名：岡町内会	答弁	部名：市民環境部
	会長名：高橋会長		答弁者：市民環境部次長
質問内容	<p>No.6 彩夏祭の協賛金募集に関して</p> <p>今年の彩夏祭では花火が中止になりました。“花火を楽しみにしています”と言って協賛金を下さっている方は当然のこととして花火の予算は来年度に繰り越される、と思っていますが、繰り越されないとのこと。</p> <p>彩夏祭は花火と鳴子の二本立て、協賛金には花火代も含んでいると思いながら集めてきました。いままで会員を誤魔化して、協賛金を集めてきたこととなります。大問題です。このままでは、来年度の協賛金集めに協力することは難しい状況です。協賛金に花火代は含まれてないことを明確にできますか？</p>		
<p>【回答】</p> <p>まずはじめに、朝霞市民まつり「彩夏祭」の開催に当たりまして、自治会連合会の皆様には、多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、彩夏祭の協賛金は、市民まつり実行委員会の収入の3割以上を占める非常に重要で貴重な財源であり、花火やよさこい鳴子踊りをはじめとする様々な催し物に対し、市民の皆様の強い期待が込められているものと認識をしております。また、支出につきましては、彩夏祭の開催規模の拡大に伴い、従来よりも支出項目が多岐に渡っており、協賛金の使途については、特定の費用に限定することなく、幅広く充てられていると伺っております。</p> <p>ご意見をいただきました花火に関する経費につきましては、打ち上げに直接要する経費は、その年の協賛金の多寡に関わらず、安定的かつ継続的に実施できるよう市の補助金を活用していただいておりますが、その他にも会場設営費や警備費などの経費も必要であり、皆様の協賛金があって打ち上げ花火が成立しているものと考えております。</p> <p>いずれにしましても、協賛金の募集に当たりましては、協賛金の使途に誤解が生じないよう、協賛者への周知方法などについて、実行委員会で検討されるよう市としてもお伝えしてまいります。</p>			

第39回朝霞市民まつり「彩夏祭」協賛金募集要項

1 募集目的

朝霞市民まつり「彩夏祭」の開催、運営等の経費とするため。

2 募集概要

(1) 募集期間

令和4年4月1日（金）から令和4年6月10日（金）まで

ただし、募集期間外であっても、協賛者が特典の対象とならないこと等を了承した場合は、令和4年8月31日（水）まで受け付けることができる。

(2) 協賛金の依頼

朝霞市民まつり開催に関する規程第9条に基づき、朝霞市コミュニティ協議会加盟団体及びその構成員に対し、協賛金の募集に協力するよう依頼する。

(3) 協賛金担当者

朝霞市商工会、朝霞市自治会連合会

(4) その他

開催が中止となった場合、既に集めた協賛金は、協賛者から申し出があった場合を除き、原則として次回に繰り越すものとする。

3 協賛金額

協賛金額の制限は設けない。

4 協賛金特典

次のとおり、協賛金特典を設ける。

(1) パンフレット等への掲載

ア 1千円以上 パンフレットへの名称掲載

イ 3万円以上 パンフレット及び公式ホームページへの名称掲載

ウ 10万円以上 パンフレット、公式ホームページ及び地方車への名称掲載

※公式ホームページへの掲載

3万円以上 協賛者紹介ページへの名称掲載

10万円以上 協賛者紹介ページへの名称掲載及びホームページ等へのリンク

(2) 謝礼品

朝霞市民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が決定した謝礼品を抽選により贈呈する。

(3) 特別花火観覧席

協賛金額10万円以上20万円未満で2人分、協賛金額20万円以上で4人分の特別花火観覧席を用意する。

(4) 企業特典

協賛金額30万円以上の事業者又は団体は、実行委員会が指定する場所に無料で広告を掲載することができる。また、広告デザインは掲載希望者が用意するものとし、掲載期間や掲載する広告デザインデータの提出期限等は、実行委員会の指定するものとする。

(5) その他

すでに繰り越している協賛金の協賛特典に関する取扱いについては、財務・会計委員会で協議・決定するものとする。

5 申込み及び問合せ先

朝霞市民まつり実行委員会事務局（朝霞市役所地域づくり支援課内）

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号

電話 048-463-2645

FAX 048-463-2294

E-mail tiiki_sien@city.asaka.lg.jp

第三十九回 朝霞市民まつり

さい か さい

彩夏祭

ご協賛の お願い

開催日時：令和4年8月5日(金)～7日(日)

申込期限

令和4年6月10日(金)まで

※申込期間終了後もご協賛いただけますが、特典の対象とならない場合がございます。

申込方法

(1) 郵送・FAX

裏面申込書の
太枠内を記入



事務局へ送付



申込者名義で下記振込先へ振込

(2) メール

彩夏祭HPの申込書
(word)に



事務局へ送信



申込者名義で下記振込先へ振込

(3) 窓口

裏面申込書の
太枠内を記入



協賛金を添えて
事務局窓口へ
(受付：平日9時～17時)

(4) 協賛金担当者

裏面申込書の
太枠内を記入



協賛金を添えて
協賛金担当者
または事務局へ

振込先 (振込手数料は申込者のご負担をお願いします)

埼玉りそな銀行 朝霞支店 普通 3938054
アサカシマツリジツコウインカイ ジツコウインチヨウ イトゥ ナオヒサ
朝霞市民まつり実行委員会 実行委員長 伊藤 尚久

協賛金担当者が訪問する際は、
マスクの着用・手指消毒等の
感染症対策を徹底します。

新型コロナウイルス感染防止のため、振込でのお申し込みも承ります。
なお、開催が中止となった場合は、次回に繰り越させていただきます。

特典



	1千円 以上	3万円 以上	10万円 以上	30万円 以上
パンフレット掲載	○	○	○	○
謝礼品抽選	○	○	○	○
彩夏祭HP	掲載	○	○	○
	リンク		○	○
地方車掲載			○	○
特別花火観覧席			○	○
彩夏祭広告 (企業特典)				○



©彩夏ちゃん

申込み 問合せ

朝霞市民まつり実行委員会事務局
(朝霞市役所地域づくり支援課内)
〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

TEL：048-463-2645
FAX：048-463-2294
E-mail: tiiki_sien@city.asaka.lg.jp



質問者	自治会名：東かすみ台町内会	答 弁	部名：危機管理室
	会長名：藤大路会長		答弁者：危機管理監
質問内容	<p>No.7 単身世帯と個人情報保護法の取り扱いについて</p> <p>町内会活動に積極的に参加いただける単身世帯の方とは、コミュニケーションも日常的に容易です。しかし、接触の乏しい方とは日々の挨拶もままなりません。「朝霞市避難行動要支援者台帳」は、町内会でも民生委員と会長しか見ることができません。その手前に、「朝霞市避難行動要支援者台帳」は当人の届出によって整備されますので、その意思がない方は把握もできません。</p> <p>緊急時の助けが必要な方ほど孤立していますので、どのように対処すべきなのかです。「遠い親戚より近くの他人」と昔から言いますが、必要時に何の手助けもできなかったということの無いようにしたいと願うものです。</p> <p>プライバシーの尊重と兼ね合いで、「朝霞市避難行動要支援者台帳」の取り扱いについてご一考願います。</p>		
<p>【回答】</p> <p>市では、災害時における避難行動要支援者への支援を円滑に実施するため、平成29年度より、避難行動要支援者名簿を作成し、さらに市へ台帳登録の届け出をされた方については、避難行動要支援者台帳に登録していただき、自治会・町内会のほか、民生委員児童委員、消防団等の避難支援者となる方々に配布させていただき、毎年度、内容の更新を行っているところでございます。</p> <p>避難行動要支援者台帳の取り扱いについては、個人情報保護の観点から配布先での複製をご遠慮いただくとともに、その保管に十分気を付けていただくよう説明しております。しかしながら、避難の実効性を確保するため、配布先の各団体においては、代表者のみならず役員まで閲覧可能とするなどの運用を行っていただいております。また、自治会・町内会ごとに台帳の取扱いについてルールを定めて管理したり、訓練で活用していただくこともできることとなっておりますので、ご不明な点がございましたら危機管理室へご相談いただければと存じます。</p> <p>今後も、様々な機会をとらえ、避難行動要支援者支援制度の周知並びに各避難支援者の協力について努めてまいりますので、支援制度の推進に向けて、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。</p>			